

文書管理情報			
文書番号	jpnict-01204	無効となった文書	jpnict-01134
発効日	2015/2/18	最終更新日	2015/3/25
文書名	JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程		

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
2015年2月18日

JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程

(2011年11月11日制定)

(2012年11月7日改正)

(2015年2月18日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）理事会内規第12条に基づき設置するJPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、JPNIC理事会内規第12条に基づき、JPドメイン名の公共性の担保の一端を担うことを目的として設置される。

2 委員会は、理事会が提示する評価基準を用いて、JPドメイン名登録管理業務移管契約（以下「移管契約」という）第13条につき、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）の実績評価を行う。

3 委員会は、実績評価の結果を理事会に報告する。

4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。

(委員会委員の選任)

第3条 最初に設置される委員会の委員は、移管契約第13条検討委員会の推薦する候補者の中から、理事会において選任する。

2 当該委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。

4 当該委員の後任の選任方法については、理事会において別途定める。

(委員長)

第4条 委員会の委員長の選任は互選により行う。

- 2 委員会の委員長は JPNIC 理事会内規第 12 条に基づく他の委員会の委員長を兼任することができない。
- 3 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。
- 4 会議の議長は、委員長がつとめる。

(副委員長)

第5条 委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。

- 2 副委員長は、理事会の承認を得て、委員長が選任する。
- 3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。

(委員の辞任など)

第6条 委員は、その任期中に理事長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。

- 2 委員は、善管注意義務を怠り、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、理事長によりその職を解かれることがある。
- 3 委員会が前項の意見を理事長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛同する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
- 4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。

(担当理事の権能及び責務)

第7条 担当理事は、委員会の運営に必要な予算を管理する。また、委員会の運営に関して委員長を支援する。

- 2 担当理事は、当該委員会に出席することができる。但し、議決権はもたない。

(委員会の開催)

第8条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長に差し支えがある場合は、副委員長もしくは委員の 2 分の 1 以上の賛同を得て代表する委員が召集することができる。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第10条 委員会の議決は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。

- 2 委員会は、定められたメーリングリスト宛での電子メールによって議決を行うことができる。
- 3 委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が、投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、全委員の賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。

(委員会のメンバー以外の者の出席)

第11条 委員長と担当理事が必要と認めた者は、当該委員会に出席し、意見を述べることができる。

(守秘義務)

第12条 委員への就任は、必要な守秘義務契約を締結することを条件とする。

(規定の変更)

第13条 この規程の制定、改変又は廃止は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2011年11月11日から施行する。
- 2 2012年11月7日付の改正は、2012年11月7日から施行する。
- 3 2015年2月18日付の改正は、2015年2月18日から施行する。